

要 請 書 (布川事件)

2008年7月14日、東京高等裁判所第4刑事部は、布川事件の犯人とされた桜井昌司さんと杉山卓男さんの水戸地裁土浦支部『再審開始決定』を維持し、検察の即時抗告を棄却する決定を下しました。この決定は、原決定に続き最高裁判所の白鳥・財田川決定の「新旧両証拠の総合評価」「再審裁判にも疑わしきは被告人の利益に」という原則に沿ったもので、無辜の救済という再審制度の役割を果たすものとして高く評価できるものです。

これに対して、東京高等検察庁が特別抗告を申し立てたことは、二重三重の暴挙と言わざるを得ません。

布川事件は、二人と事件を結びつける物証は全くなく、有罪の根拠は『自白』とあいまいな目撃証言だけでした。ところが、一・二審を通じて、二人が「虚偽自白を誘発しやすい状況」におかれ、さらに自白は現場の客観的状況とも異なる等として自白の信用性が否定され、隠されていた「目撃供述」から現場付近で二人を見たという目撃証言の信用性も否定されました。また、別件逮捕し、否認すると拘置所から警察留置場に逆送し、偽計や脅迫によってウソの自白を強要するという警察や検察の違法・不当な取調べ方法が断罪され、さらに、証拠隠し、証拠のねつ造まで明らかになりました。検察が30数年を経て提出した数々の「新」証拠が初めから提出されていれば、有罪判決などあり得なかったのです。

二人は、事件発生後の1967年から今日まで、29年間の獄中生活を含めて40年以上も「犯罪者」としての人生を余儀なくされ、無実を叫び続けてきました。既に還暦も過ぎており、奪われた人権を回復するためにも一日も早い「再審・無罪」決定が待たれています。また、来年から始まる裁判員裁判の実施を前に、国民の司法への信頼を取り戻し、二度とえん罪の悲劇を生むことのないように、私たちは、法の番人たる最高裁判所に対して下記のとおり要請します。

記

- 1 検察の特別抗告を直ちに棄却すること
- 2 検察が保管している全ての未提出証拠の開示命令を出すこと

2009年 月 日

氏 名	住 所